



令和5年10月10日

各 位

会 社 名 株式会社 北弘電社
代表者名 代表取締役社長 高橋 龍夫
(コード：1734、札証)
問合せ先 管理統括室 副室長 関根 和彦
(TEL 011-640-2231)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、令和5年9月20日付けで訴訟を提起され、令和5年10月2日にその訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起された裁判所及び年月日
 - (1) 提起のあった裁判所 : 札幌地方裁判所
 - (2) 訴訟が提起された年月日 : 令和5年9月20日
 - (3) 当社への訴状送達年月日 : 令和5年10月2日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯
原告が、当社と雇用契約を締結していた令和4年8月1日から令和5年4月30日までの未払賃金及び遅延損害金の請求ならびに労働基準法114条に基づく付加金請求権に基づき、令和4年8月1日から令和5年4月30日までの未払法外残業代及び遅延損害金を請求するものである。
3. 訴訟を提起した者の概要
 - (1) 名称 : 余湖亮友
 - (2) 所在地 : 北海道札幌市白石区
4. 訴訟内容
 - (1) 訴訟の内容 : 未払賃金等請求事件
 - (2) 訴訟物の価額 : 263万5,210円
 - (3) 申立手数料 : 1万9,000円
5. 当社の対応及び今後の見通し
当社といたしましては、原告が主張する未払賃金・未払法外残業代はないものと考えており、裁判で当社の考えを主張し、正当性を明らかにしていく所存です。
なお、本件訴訟による当社業績への影響等は現時点では不明ですが、今後の進捗に伴い、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上